（削る。）

第十七条～第十九条　（略）

第二十条から第二十四条まで　削除

（農地の転用の制限の例外）

第二十九条　法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十　（略）

十一　法第五条第一項第六号の届出に係る農地をその届出に係る転用の目的に供する場合

十二～二十　（略）

（特別の立地条件を必要とする事業）

第三十五条　令第四条第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一～五　（略）

六　法第四条第六項第一号ロ又は第五条第二項第一号ロに掲げる土地に係る法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は法第四条第一項第七号若しくは第五条第一項第六号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設（令第六条又は第十三条に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。）

（農地の転用により地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合）

第四十七条の二　令第八条の二の農林水産省令で定める計画は、農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画（以下単に「地域計画」という。）又は市町村農業振興地域整備計画とする。

第四十七条の三　令第八条の二の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　農業経営基盤強化促進法第十九条第七項の規定による公告（以下この号及び第五十七条の三第一号において「地域計画案公告」という。）があつてから同法第十九条第八項の規定による公告（同号において「地域計画公告」という。）があるまでの間において、当該地域計画案公告に係る地域計画の案に係る農地を農地以外のものにすることにより、当該地域計画に基づく農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

二　地域計画に係る農地を農地以外のものにすることにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

三　農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）を定めるための同法第十一条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告（以下この号及び第五十七条の三第二号において「整備計画案公告」という。）があつてから同法第十二条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定による公告（同号において「整備計画公告」と

二　当該設定区域の位置及び規模からみて、当該設定区域内において法第三条第二項第五号に規定する面積（北海道では二ヘクタール、都府県では五十アールである面積をいう。）未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

（公示の方法）

第十八条　法第三条第二項第五号の規定による公示は、市町村の条例の公布と同一の方法によりするものとする。

第十九条～第二十一条　（略）

第二十二条から第二十四条まで　削除

（農地の転用の制限の例外）

第二十九条　法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十　（略）

十一　法第五条第一項第七号の届出に係る農地をその届出に係る転用の目的に供する場合

十二～二十　（略）

（特別の立地条件を必要とする事業）

第三十五条　令第四条第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一～五　（略）

六　法第四条第六項第一号ロ又は第五条第二項第一号ロに掲げる土地に係る法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は法第四条第一項第八号若しくは第五条第一項第七号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設（令第六条又は第十三条に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。）

（農地の転用により地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合）

第四十七条の二　令第八条の二の農林水産省令で定める計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第一項に規定する農用地利用集積計画（以下単に「農用地利用集積計画」という。）又は市町村農業振興地域整備計画とする。

第四十七条の三　令第八条の二の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　農業経営基盤強化促進法第十八条第五項の規定による申出（以下この号及び第五十七条の三第一号において単に「申出」という。）があつてから同法第十九条の規定による公告（同号において単に「公告」という。）があるまでの間において、当該申出に係る農地を農地以外のものにすることにより、当該申出に係る農用地利用集積計画に基づく農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

（新設）

二　農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）を定めるための同法第十一条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告（以下この号及び第五十七条の三第二号において「計画案公告」という。）があつてから同法第十二条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定による公告（同号において「計画公告」という。）が